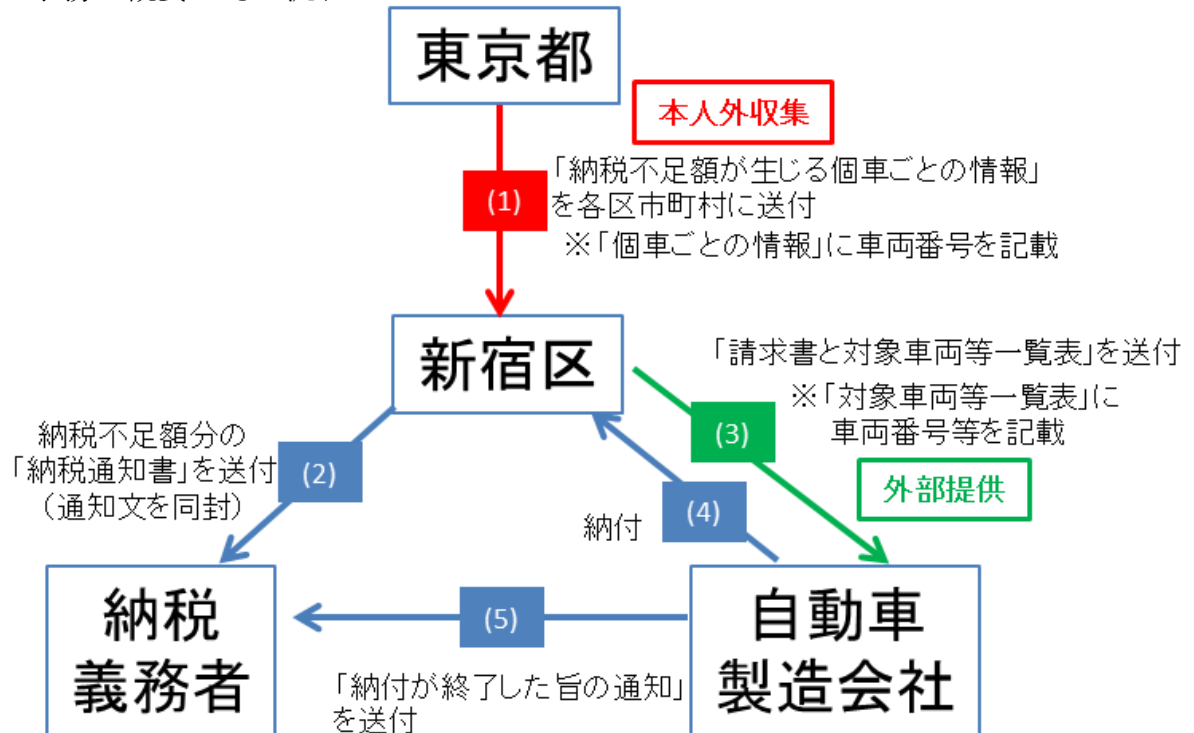


1 事務の概要とその流れ



- (1) 新宿区が東京都より「納税不足額が生じる個車ごとの情報」の提供を受ける。**本人外収集** (資料 3 4 - 2 - 「1 納税不足額が生じる個車ごとの情報」)
- (2) 新宿区が納税義務者へ「納税不足分の納税通知書」を送付する。
税額の変更賦課決定を行い、地方税法の規定に基づき納税通知書による納付の告知をする。(資料 3 4 - 2 - 「2 納税義務者へ送付する書類」)
- (3) 納税義務者への納税通知書の送達確認後、新宿区が燃費試験不正行為を行った自動車製造会社へ「請求書」(資料 3 4 - 2 - 「3 自動車製造会社へ送付する書類」(1))を送付する。この「請求書」に、総務省の事務連絡に基づき、「対象車両等一覧表」(資料 3 4 - 2 - 「3 自動車製造会社へ送付する書類」(2))を添付する。この「対象車両等一覧表」には、自動車製造会社が対象車両を把握し、納税義務者へ「納付が終了した旨の通知」を送付するために、車両番号、納税不足額、納税不足額の第三者納付が不要の旨を記載する。**外部提供**
また、この際、新宿区は自動車製造会社へ「新宿区が提供する個人情報の適切な管理に係る留意事項について」(資料 3 4 - 2 - 「3 自動車製造会社へ送付する書類」(3))を送付し、適正な個人情報の保護措置についての留意を求める。
- (4) 自動車製造会社が上記「請求書」に基づき、新宿区へ納税不足額を納付
- (5) 自動車製造会社が納税義務者へ「納付が終了した旨の通知」を送付

2 不正行為により届出燃費値が修正される車種（以下「不正対象車種」という。）

(1) 三菱自動車販売車種

- eKワゴン／eKカスタム（型式 DBA-B11W）
- eKスペース（型式 DBA-B11A）

(2) 日産自動車販売車種（三菱自動車によるOEM生産車※）

- デイズ（型式 DBA-B21W）
- デイズルークス（型式 DBA-B21A）

※ OEM生産車とは、他社ブランドの製品を、別の自動車製造会社が製造すること

3 燃費試験のデータの不正による軽自動車税の税率に変更について

不正対象車種は、正しい燃費性能によるグリーン化特例（軽課）の税率に基づき、以下のとおり税率が増額となる。

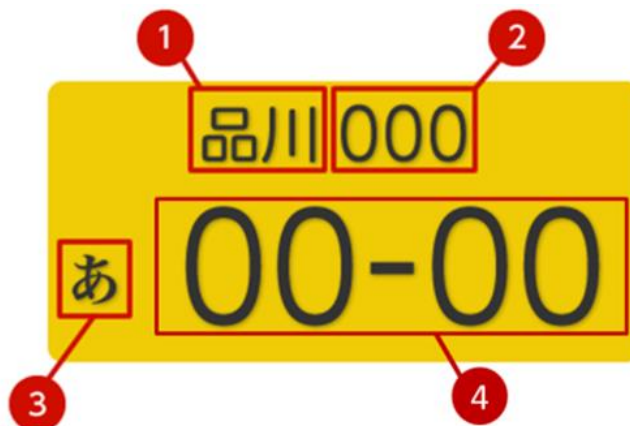
	変更前		変更後	差額
1	税率を概ね50%軽減 (5,400円)	⇒	税率を概ね25%軽減 (8,100円)	2,700円
2	税率を概ね25%軽減 (8,100円)	⇒	減税なし (10,800円)	2,700円

4 車両番号について

軽自動車のナンバープレート（車両番号標）は軽自動車検査協会で作成している。

車両番号については、道路運送車両法施行規則第36条の17に規定されており、①地域名（使用の本拠を表す）、②分類番号（貨物、乗用等、用途の分類を表す）、③ひらがな又はローマ字、④番号が表示されている。

また、ナンバープレートの塗色は、道路運送車両法施行規則第45条により、自家用の軽自動車は黄色地に黒字、事業用の軽自動車は黒地に黄色字、と区別されている。



ナンバープレート（車両番号標）の表示例